

# 保 健 推 進 課

係	分掌事務
健康企画係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 妊産婦健康診査に関する事。</li><li>(2) 母子健康手帳の交付に関する事。</li><li>(3) 不妊治療給付事業助成制度に関する事。</li><li>(4) 未熟児養育医療の給付等に係る申請を審査し、及び給付等を決定する事。</li><li>(5) 乳幼児の予防接種に関する事。</li><li>(6) 課の庶務に関する事。</li></ul>
発達支援係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 発達支援に関する事。</li><li>(2) 障害児等通園事業に関する事。</li><li>(3) 新生児、未熟児その他の乳幼児等の訪問に関する事。</li></ul>
親子健康係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 乳幼児健康診査に関する事。</li><li>(2) 妊娠期及び産後における支援に関する事。</li></ul>
各係共通	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 保健衛生思想の普及に関する事。</li><li>(2) 母子保健に関する事。</li><li>(3) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関する事。</li></ul>



区 分	1 不妊治療等助成事業	所管係	健康企画係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

少子化対策の一環として、子を希望しながらも子に恵まれないため、不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療に要する経費の一部を助成し、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、本市に住所を有する間に不妊治療を受け、かつ、京都府内に1年以上住所を有する夫婦（事実上婚姻関係にある男女を含む）で健康保険加入者に適用。助成金の額は、宇治市に住所を有している間に受けた不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1の額で助成している。

また、平成23年度より制度が拡充され、保険診療分の助成上限額が1年度につき3万円から6万円に引き上げられた。さらに、これまでの不妊治療（保険診療分）に加えて、新たに人工授精も対象となり、保険診療分と人工授精を含む治療の医療費の申請の場合、助成上限額が10万円となった。

令和4年度からは、人工授精、体外受精、顕微授精等が保険適用されたことにより、1年度につき6万円（先進医療を含む場合は10万円）を限度とする助成対象となった。

不育治療については、平成26年11月から助成対象となり、平成26年10月1日以降に受診した治療について、1回の妊娠につき10万円までを限度に、治療等に要した医療費の自己負担額の2分の1を助成した。

根 拠 法 令 等

- ◇ 京都府不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱
- ◇ 宇治市不妊治療等助成事業実施要項

制 度 の 現 況

平成15年7月から事業を開始し、平成15年4月診療分から適用

年度	30	元	2	3	4
延べ助成者数（人）	385	355	351	349	353

区 分	2 妊産婦健康診査事業	所管係	健康企画係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

妊婦健康診査は、妊婦の保健管理の向上を図ることを目的として実施している。京都府内の委託医療機関等で実施し、受診に必要な健康診査券を平成21年度より14回分交付している。（平成20年度までは、5枚の交付）

令和2年4月から多胎妊婦健康診査支援を開始し、基準を超える健康診査に助成を行った。

母子保健法の改正に伴い平成9年度より府から移譲された。

産婦健康診査は、産後うつや新生児への虐待予防を図る観点から、産後2週間、1か月など産後間もない産婦に対する健康診査の費用を助成することにより、産後初期段階における母子に対する支援を強化することを目的に実施している。令和3年4月から京都府内の委託医療機関等で実施し、受診券を2回分交付している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）

制度の現況

母子健康手帳発行状況

年度 区分	30	元	2	3	4
手帳発行数(冊)	1,157	1,194	1,131	1,071	1,008
初妊婦数(人)	484	493	469	414	408
初妊婦率(%)	41.8	41.3	41.5	38.7	40.5

産婦健診受診件数

年度	30	元	2	3	4
受診件数				1,602	1,745

区分

3 妊婦歯科健診

所管係

健康企画係

制度の概要

妊娠中の口腔の健康状態を確保し、健康な妊娠及び安全な分娩と健康な子の出産を支援するため、歯科健診に係る費用の一部を助成することで、健診の受診を推進する。

(1) 対象者

本市に住民票のある妊婦で「宇治市妊婦歯科健診受診票」を持っている者

(2) 費用

妊婦歯科健診受診票を使用し協力医療機関で受診することで、妊娠期間中に1回無料  
協力医療機関以外で受診する場合、健診料を一旦自己負担されたのち、後日、還付請求により助成対象分を返金する。(助成上限額あり)

根拠法令等

◇ 母子保健法第13条(昭和40年8月18日法律第141号)

制度の現況

平成29年4月から事業を開始(平成29年4月診療分から適用)

年度	30	元	2	3	4
受診者数(人)	381	389	351	364	377

### 制度の概要

身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、正常児が出生時に有する諸機能を得るために必要な医療に係る費用の給付を行う。

入院養育にかかる「医療費（医療保険各法の適用範囲内）の患者負担額」及び「食事療養費の患者負担額」について、その自己負担額（食事療養費については標準負担額）を公費負担する。

ただし、室料、貸しおむつ等の保険対象外は自己負担となる。

#### (1) 対象となる医療

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 移送（医療保険により給付を受けることのできない者の移送に限る）

#### (2) 給付の対象

宇治市内に住所を有し、次のいずれかの症状に該当するもので、医師が指定養育医療機関への入院養育を必要と認めた乳児（1歳未満）。

- ① 出生時体重 2,000 グラム以下のもの
- ② 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

ア 一般状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運動不安、けいれんがあるもの</li> <li>● 運動が異常に少ないもの</li> </ul>
イ 体温	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 摂氏 34 度以下のもの</li> </ul>
ウ 呼吸器 循環器系	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 強度のチアノーゼが持続するもの</li> <li>● チアノーゼ発作を繰り返すもの</li> <li>● 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるもの</li> <li>● 呼吸数が毎分 30 以下のもの</li> <li>● 出血傾向の強いもの</li> </ul>
エ 消化器	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生後 24 時間以上排便がないもの</li> <li>● 生後 48 時間以上、嘔吐が持続しているもの</li> <li>● 血性吐物があるもの</li> <li>● 血性便があるもの</li> </ul>
オ 黄疸	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの</li> </ul>

#### (3) 給付の対象期間

乳児（1歳未満）の期間のみ認定の対象

※1歳を越えた者については、他の福祉医療の対象となる。

### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）

### 制度の現況

平成 25 年 4 月より、京都府から事務の権限移譲に伴い事業実施。  
給付に係る申請の審査及び決定等を実施している。自己負担金等の徴収は年金医療課で実施している。

年度	30	元	2	3	4
給付決定児数（人）	52	29	36	40	55

区分

5 新生児聴覚スクリーニング検査事業

所管係

健康企画係

### 制度の概要

聴覚障害の有無を早期に発見するための新生児聴覚スクリーニング検査の受診券を交付する。  
令和 4 年 4 月から京都府内の委託医療機関等で実施し、生後 28 日未満の新生児を対象に検査にかかる費用を助成した。

### 根拠法令等

◇ 新生児聴覚検査の実施について（平成 19 年 1 月 29 日雇児母発第 0129002 号）

### 制度の現況

令和 4 年 4 月から事業を開始（令和 4 年 4 月受診分から適用）

年度	4
助成件数（件）	798

区分	6 予防接種事業	所管係	健康企画係
----	----------	-----	-------

制度の概要

予防接種法で定められた疾病のうち、予防接種法施行令で決められた接種年齢枠内の者に対して、予防接種（定期予防接種）を行っている。接種には集団予防接種（BCG）と個別予防接種があり、集団予防接種は健やかセンターにて実施し、個別予防接種は、宇城久管内の医療機関と京都市南部の一部協力医療機関で実施している。

感染症予防のために行われる予防接種は、平成 13 年 11 月 7 日に予防接種法の改正があり、対象疾病が「一類疾病」と「二類疾病」に類型化され、平成 25 年に一類、二類疾病という呼称は、A 類、B 類疾病に改正された。A 類疾病は百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・Hib 感染症・肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）・水痘・B 型肝炎・ロタウイルスである。

また、令和 2 年 10 月 1 日から注射による生ワクチン（BCG・麻しん風しん混合（MR）・麻しん・風しん・水痘など）は違う種類のワクチンを接種する場合、4 週間以上の間隔をおいて接種することになった。

なお、令和元年 7 月 1 日より骨髄移植等の医療行為により、過去に接種済みの定期予防接種の抗体を失った者が任意で再度、予防接種を受ける場合に要する費用の助成を行っている。

根拠法令等

- ◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）
- ◇ 予防接種法施行令（昭和 23 年 7 月 31 日政令第 197 号）
- ◇ 骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）
- ◇ 宇治市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成制度実施要項（令和元年 7 月 1 日施行）

令和 5 年 4 月現在

	種目	対象年齢※a		回数	標準的な接種方法	
接 集 種 団	BCG	生後 1 歳未満 (接種推奨月齢) 生後 6 か月		1 回	推奨月に接種。 対象生まれ月の実施日に来られない場合は、1 歳未満の別日に接種。	
	個 別 接 種	不活化ポリオ (IPV)	生後 2 か月以上 90 か月未満	初回	3 回	各回の間は 20～56 日までの間隔をおいて接種。
追加				1 回	追加は、初回（3 回目）の終了から、12～18 か月までの間隔をおいて接種。	
4 種混合 (DPT-IPV) ※1		生後 2 か月以上 90 か月未満	1 期 (ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ)	初回	3 回	各回の間は 20～56 日までの間隔をおいて接種。
				追加	1 回	追加は、初回（3 回目）の終了から、12～18 か月までの間隔をおいて接種。
3 種混合 (DPT) ※1		生後 2 か月以上 90 か月未満	1 期 (ジフテリア 百日せき 破傷風)	初回	3 回	各回の間は 20～56 日までの間隔をおいて接種。
				追加	1 回	追加は、初回（3 回目）の終了から、12～18 か月までの間隔をおいて接種。
2 種混合 (DT)		11 歳以上 13 歳未満	2 期 (ジフテリア・破傷風)		1 回	※2
麻しん風しん 混合 (MR)	生後 12 か月以上 24 か月未満	1 期		1 回		
	小学校就学前の 1 年間	2 期		1 回		
日本脳炎 ※3	生後 36 か月以上 90 か月未満 ※b 標準年齢	1 期	初回	2 回	初回、1 回目と 2 回目の間は 6～28 日までの間隔をおいて接種。	
			追加	1 回	追加は初回（2 回目）の終了からおおむね 1 年の間隔をおいて接種。	
	9 歳以上 13 歳未満	2 期		1 回		

種目		対象年齢※a		回数	標準的な接種方法	
個別接種	ヒブ (インフルエンザ菌 b 型)	生後 2 か月以上 5 歳未満 ※4	(初回接種開始) 生後 2 か月以上 7 か月未満 ※b 標準年齢	初回	3 回	各回の間は 27～56 日 (医師が認める場合は 20 日) の間隔をおいて接種。(初回 (3 回目) までの接種は 1 歳未満に行う。)
				追加	1 回	
			(初回接種開始) 生後 7 か月以上 12 か月未満	初回	2 回	各回の間は 27～56 日 (医師が認める場合は 20 日) の間隔をおいて接種。(初回 (2 回目) までの接種は 1 歳未満に行う。)
				追加	1 回	
		(初回接種開始) 1 歳以上 5 歳未満		1 回		
	小児用肺炎球菌 (13 価)	生後 2 か月以上 5 歳未満 ※4	(初回接種開始) 生後 2 か月以上 7 か月未満 ※b 標準年齢	初回	3 回	各回の間は 27 日以上の間隔をおいて接種。(初回 (3 回目) までの接種は 1 歳未満に行う。)
				追加	1 回	
			(初回接種開始) 生後 7 か月以上 12 か月未満	初回	2 回	各回の間は 27 日以上の間隔をおいて接種。(初回 (2 回目) までの接種は 1 歳未満に行う。)
				追加	1 回	
			(初回接種開始) 1 歳以上 2 歳未満		2 回	各回の間は 60 日以上の間隔をおいて接種。
	(初回接種開始) 2 歳以上 5 歳未満		1 回			
	水痘	生後 12 か月以上 36 か月未満			2 回	生後 12 か月～15 か月に至るまでに 1 回目の接種を行い、6～12 か月までの間隔をおいて 2 回目を接種。
B 型肝炎	1 歳未満			3 回	1 回目は生後 2 か月以降に接種。 2 回目は 27 日以上の間隔をおいて接種。 3 回目は、1 回目の接種から 139 日以上の間隔をおいて接種。	
ロタウイルス	1 価	出生 6 週 0 日後以上 24 週 0 日後		2 回	各回の間は 27 日以上の間隔をおいて経口接種	
	5 価	出生 6 週 0 日後以上 32 週 0 日後		3 回		

※a 対象年齢＝法律で定められた接種年齢

※b 標準年齢＝対象年齢の中でも国が接種を奨める望ましい年齢

※1 4 種混合ワクチンは、3 種混合と不活化ポリオを合わせたワクチン。3 種混合ワクチンやポリオワクチンを必要回数接種した方は、4 種混合ワクチンを接種する必要はない。

※2 4 種混合または 3 種混合ワクチン接種の基礎免疫 (1 期) に続き、追加免疫を与えるために接種。

※3 平成 25 年 4 月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人 (平成 7 年 4 月 2 日生～平成 19 年 4 月 1 日生) は、20 歳未満までの間に定期接種として、不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種できる。また、平成 19 年 4 月 2 日生～平成 21 年 10 月 1 日生で、3 歳以上 7 歳 6 か月未満の間に 1 期が終了していない場合は、9 歳以上 13 歳未満の間は、定期接種として 1 期の不足分を接種することができる。

※4 接種開始年齢によって、接種回数が異なる。



制度の現況

接種者数の推移

(単位：人)

種別	年度			30	元	2	3	4
	B	C	G					
不活化ポリオ				21	6	0	0	0
4種混合				5,072	4,494	4,588	4,449	4,155
3種混合				0	0	1	1	0
2種混合				1,119	1,233	1,235	1,070	1,031
麻しん・風しん混合				2,715	2,601	2,489	2,403	2,317
麻しん				1	0	0	0	0
風しん				0	0	0	1	0
日本脳炎				7,048	6,526	6,434	3,232	5,928
ヒブ				4,944	4,300	4,537	4,343	4,063
小児用肺炎球菌				4,964	4,387	4,464	4,332	4,077
水痘				2,458	2,384	2,310	2,150	2,070
B型肝炎				3,650	3,191	3,272	3,217	2,958
ロタウイルス						1,119	2,680	2,403

※ 接種者数については市外還付分を含む。

※ 健やかセンターで実施のBCGは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月～7月前半まで中止。

※ BCGの( )内の数字は、令和2年5月25日～9月30日の間に協力医療機関で実施した個別接種分。

区 分	7 風しん予防接種助成事業	所管係	健康企画係
-----	---------------	-----	-------

制 度 の 概 要

風しんウイルスによる風しんを予防するとともに、先天性風しん症候群を予防し、住民の健康の保持増進を図ることを目的として、風しん単独（R）ワクチン及び麻疹風しん混合（MR）ワクチンの接種にかかる費用の一部を助成する。

(1) 助成対象者

接種日現在、宇治市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。

- ① 妊娠を希望する女性であり、かつ抗体検査等により、抗体価の低い者。
- ② 妊娠をしている女性の同居者で、抗体検査等により、抗体価の低い者。  
ただし、妊娠をしている女性の抗体価が低い場合とする。

(2) 助成額

予防接種に要した費用の3分の2（百円に満たない金額は切り捨て）とし、1人につき1回を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は予防接種に要した費用の全額を助成するものとする。

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援を受けている者
- ③ 市町村民税非課税世帯に属する者

根 拠 法 令 等

- ◇ 令和4年度宇治市風しん予防接種助成事業実施要項（令和4年4月1日施行）
- ◇ 京都府風しん予防接種助成事業実施要領（令和4年4月1日施行）

制 度 の 現 況

風しん予防接種助成状況

年度	30	元	2	3	4
助成者数（人）	205	116	91	75	67

区 分	8 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	所管係	発達支援係
-----	-------------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。

根 拠 法 令 等

- ◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ◇ 宇治市乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業実施要項（平成24年4月1日施行）

制度の現況

平成24年7月から事業を開始

対象家庭への訪問は、市内の特定非営利活動法人へ委託している。

乳児家庭全戸訪問実施状況

年度	30	元	2	3	4
訪問件数(件)	478	363	339	258	197

※ 訪問延べ件数

区分

9 発達相談

所管係

発達支援係

制度の概要

乳幼児健診、乳幼児相談、家庭訪問等により、身体的、精神的発達面に課題があると思われる乳幼児、または保護者から発達上の訴えで相談のあった乳幼児に対して、発達相談員が発達診断及び保護者への助言指導を行っている。

根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
- ◇ 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日雇児発第0401015号第5次改正）
- ◇ 発達障害者支援法（平成17年4月1日法律第167号）

制度の現況

発達相談実施状況

区分		年度				
		30	元	2	3	4
開設数(人)		706	715	692	725	712
相談件数(件)		1,029	1,061	992	1,125	1,045
内 訳	初来(人)	313	304	297	346	315
	率(%)	30.4	28.7	29.9	30.8	30.1
	再来(人)	716	757	695	779	730
	率(%)	69.6	71.3	70.1	69.2	69.9

※ 開設数は発達相談を受けた実人数

区 分	10 親子あそびの教室	所管係	発達支援係																								
<p>制 度 の 概 要</p> <p>子どもへのかかわり方の不十分な親、さらには遊びを知らない子どもや、そのまま放置すると精神面・情緒面の発達に課題を残すおそれがある子どもに対して、具体的な遊びの場の体験により、いきいきと遊べる子どもと、自信を持って子どもと関われる親になってもらうための支援を目的として実施している。</p>																											
<p>根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）</li> <li>◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）</li> <li>◇ 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日雇児発第 0401015 号第 5 次改正）</li> </ul>																											
<p>制 度 の 現 況</p> <p>親子あそびの教室実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数（回）</td> <td>62</td> <td>62</td> <td>48</td> <td>61</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>処遇実人員（人）</td> <td>66</td> <td>77</td> <td>60</td> <td>61</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>参加延人数（人）</td> <td>518</td> <td>598</td> <td>478</td> <td>477</td> <td>509</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度・令和 3 年度は一部中止。</p>				区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4	実施回数（回）	62	62	48	61	61	処遇実人員（人）	66	77	60	61	67	参加延人数（人）	518	598	478	477	509
区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4																						
実施回数（回）	62	62	48	61	61																						
処遇実人員（人）	66	77	60	61	67																						
参加延人数（人）	518	598	478	477	509																						

区 分	11 幼児期後期フォロー教室	所管係	発達支援係
<p>制 度 の 概 要</p> <p>発達障害、またはその疑いのある幼児に対して、個別指導、集団指導を通してその発達課題と手立てを明確にし、集団の中での関わり方や保護者の理解を促し、適切な対応が出来るように支援する。</p>			
<p>根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）</li> <li>◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）</li> <li>◇ 発達障害者支援法（平成 17 年 4 月 1 日法律第 167 号）</li> </ul>			

## 制度の現況

### 幼児期後期フォロー教室実施状況

年度	30	元	2	3	4
区分					
実施回数(回)	38	38	29	29	36
処遇実人員(人)	27	28	24	29	32
参加率(%)	93.6	90.4	89.6	90.3	87.3
参加延人数(人)	191	189	147	149	192

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度・令和3年度は一部中止。

区分

12 障害児等通園事業

所管係

発達支援係  
(福祉サービス係)

## 制度の概要

心身障害児等の育成を助長するため、児童福祉法に基づき、宇治市に居住する知的障害、肢体不自由等の障害のある幼児又は将来障害のおそれのある幼児のうち、通園による指導になじむ、おおむね2歳以上就学前の幼児で、保護者の同伴により通園できる者の指導等を行う。

### (1) 事業内容

障害児等に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応の訓練等を行う。  
また、障害児等の保護者に対し、家庭での養育の方法や関わり方等の指導及び援助を行う。

### (2) 通園事業の運営

指定障害福祉サービス事業所である宇治福祉園「みんなのきしゅしゅ」、かおり福祉会「かおり之園」、アジール舎「ころぼっくる幼児期親子療育」及び不動園「子ども発達さぼーとセンターあゆみ園」に通園事業補助金を交付している。

※ 「ころぼっくる幼児期親子療育」は平成20年4月より、「子ども発達さぼーとセンターあゆみ園」は平成23年4月より、児童発達支援事業所として、療育を開始した。

## 根拠法令等

- ◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ◇ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定居宅支援及び指定施設支援の事務処理に関する規則（平成15年宇治市規則第22号）
- ◇ 宇治市障害児等通園事業費補助金交付要項

制度の現況

事業の状況

(各年度決算額)

年度 区分	30	元	2	3	4
通園児数(人)	210	222	217	208	214
事業補助金(千円)	22,430	24,328	24,041	24,111	23,891

区分

13 親子サポート事業

所管係

発達支援係

制度の概要

障害児等通園事業の申請をして、定員のため市内4園に通園できなかった児の発達支援と保護者の不安を軽減するために、適切な場の提供を行い支援する。

根拠法令等

- ◇ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ◇ 発達障害者支援法(平成17年4月1日法律第167号)

制度の現況

親子サポート事業実施状況

年度	30	元	2	3	4
利用児童数(人)	0	4	10	9	14

※ 平成23年度～平成30年度までは、申請のあった児童はすべて通園できた。

区分

14 未熟児訪問指導事業

所管係

発達支援係

制度の概要

未熟児は正常な新生児に比べて生理的に発達が十分でなく、疾病にもかかりやすく、死亡率も高い。また、心身の障害を残すことも多いことから、出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。そのため特別なケアと長期入院が必要となり、親が育児不安や負担感を持ちやすく、児童虐待の原因となる可能性も高い。

このため、家庭訪問を通じて、養育支援の必要な家庭を早期かつ的確に把握し、未熟児の健やかな成長を支援するとともに、親への重点的支援を行うことを目的とし、訪問を実施している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 未熟児養育事業の実施について（昭和 62 年 7 月 31 日児発第 668 号児童家庭局通知）

制 度 の 現 況

平成 25 年 4 月より、京都府から事務の権限移譲に伴い事業開始

年度	30	元	2	3	4
訪問件数（件）	138	86	95	104	106
うち宇治市外で里帰り等の 人への訪問件数（件）	8	7	3	5	5

区 分

15 新生児訪問指導事業

所管係

発達支援係

制 度 の 概 要

新生児出生通知書・電話・窓口等で申出のあった新生児と産婦に対し、地区担当保健師や助産師が家庭訪問を行い、生活指導、保健指導等を行っている。

出生後の最も不安の高い時期に地区担当保健師や助産師が訪問することで、育児不安の緩和や早期からの育児相談窓口として位置付けられる。また、保健事業を普及・啓発し、安心して子育てが出来るよう支援している。

平成 9 年度より、母子保健法の改正で府から市へ移管され実施している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 妊産婦及び新生児に対する訪問指導等の実施について（児童家庭局長通知 平成 10 年 4 月 8 日児発第 286 号）

制 度 の 現 況

新生児訪問指導実施状況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
出生数（人）	1,195	1,069	1,095	1,087	1,004
初妊婦数（人）	484	493	469	414	408
新生児訪問申請数（件）	677	643	675	712	741
家庭訪問数（件）	640	596	607	673	701
電話対応数（件）	36	45	66	38	38
その他（人）※	1	2	0	1	1

※ 他市町で新生児訪問を受けた人等

### 制度の概要

妊娠期から出産、子育て期に渡る切れ目のない支援を行うにあたり、妊婦やその家族に出産や子育てに明るい未来を感じてもらえるように、母子健康手帳交付時に地区担当保健師を知ってもらい、安心して相談できる場の情報を提供している。また、妊娠期における栄養・休養・心身のケア等について正しい知識及び子育て制度の普及啓発を行い、健やかな出産に向けての準備を促す。さらに、ハイリスク妊婦を把握し、産前から支援を行うことで心身の健康の保持増進及び虐待を積極的に予防する。（平成30年6月より実施）

#### (1) 対象者

本市に住民票のある妊婦及び配偶者や家族

#### (2) 事業内容

##### ① 妊婦面談

母子健康手帳交付時、「宇治子育て情報誌」や本市オリジナルテキスト「新しい生命のために」などによる妊娠期から出産、子育て期に係る情報提供に加え、保健師による面談の機会を活用して、妊婦等の状況を継続的・包括的に把握し、必要な情報提供、保健指導を行うとともに相談に対応する。

##### ② 支援プランの作成

妊娠期から産後にわたる課題や支援ニーズに的確に対応するために、必要に応じて支援プランを作成する。

##### ③ 絵本の配付

妊娠期から絵本を通じて子どもへの読み聞かせに関心を持ち、子どもとのふれあいの大切さを知ってもらうとともに、行政との今後の関わりへのきっかけづくりのため、絵本を配付する。

### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
- ◇ 子育て世代包括支援センターの設置運営について（平成29年3月31日雇児発第5号）

### 制度の現況

妊婦面談件数

年度	30 (6月～)	元	2	3	4
面談件数(件)	974	1,222	1,195	1,141	1,052



区分	17 妊娠・産後支援事業	所管係	親子健康係
<div data-bbox="137 248 496 320" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">           制 度 の 概 要         </div> <p data-bbox="165 353 1465 456">           妊娠・出産・子育てにおける正しい知識の普及を図るとともに、妊産婦等が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩み等について、助産師等の専門職による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図り、心身の健康及び虐待を積極的に予防することを目的として実施している。         </p> <p data-bbox="165 465 1465 533">           平成 30 年度からの子育て世代包括支援センターの設置に伴い、市民ニーズを踏まえた新たな施策展開を行うため、これまでの乳幼児相談事業とパパママスタート事業を統合した。         </p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="165 568 880 636">(1) 妊婦訪問 助産師または保健師が訪問や電話による相談を実施。</li> <li data-bbox="165 672 1436 999">(2) パパママ教室             <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="223 712 1436 779">① ストレッチでボディケア 妊娠中の食事やお口のケアについての講義及び、助産師との交流や妊婦体操の体験等を実施。</li> <li data-bbox="223 788 1324 855">② プレママの食事～知っておきたい栄養の話～ 妊娠中に必要な栄養素に関するミニ講話と簡単に作れるレシピの紹介と試食を実施。</li> <li data-bbox="223 864 1436 931">③ これで安心♪赤ちゃんのお世話体験 妊娠中期以降の方を対象に、赤ちゃんのお着替えやミルクの作り方等の講義や実習を行う。</li> <li data-bbox="223 940 1436 999">④ パパ出番ですよ～沐浴にチャレンジ～ 赤ちゃんのお風呂の入れ方のほか、精神科医による「妊産婦のこころの話」の講義等を実施。</li> </ol> </li> <li data-bbox="165 1034 1465 1285">(3) 産後のママのための育児相談会             <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="223 1075 702 1142">① 対象 生後 6 か月までの赤ちゃん和妈妈</li> <li data-bbox="223 1151 1465 1285">② 内容 産後のママ同士の交流タイムの他、妊婦との交流及び、助産師や保健師による育児相談を実施している。また、赤ちゃんの計測、歯科衛生士によるお口のケアや栄養士による離乳食などのミニ講話や個別相談を実施。</li> </ol> </li> <li data-bbox="165 1321 1465 1536">(4) ママのためのおはなし会             <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="223 1361 995 1429">① 対象 16 週以降の妊婦または 1 歳未満の赤ちゃんとその保護者</li> <li data-bbox="223 1438 1465 1536">② 内容 妊娠中や産後の体のケアについてや子育てに関するミニ講座の他、参加者同士の交流タイムを実施。赤ちゃんの計測、個別相談も実施している。</li> </ol> </li> <li data-bbox="165 1572 1161 1751">(5) 乳幼児相談             <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="223 1612 788 1680">① 対象 生後 2 か月から就学前の子どもと保護者</li> <li data-bbox="223 1688 1161 1751">② 内容 毎月、身体計測、身体観察、育児相談、栄養相談、発達相談等を実施。</li> </ol> </li> <li data-bbox="165 1787 1465 2002">(6) あんしんかん DE お話タイム             <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="223 1827 903 1895">① 対象 生後 2 か月から 1 歳未満の赤ちゃんとその保護者</li> <li data-bbox="223 1904 1465 2002">② 内容 産後の体調管理やあそび方に関する指導の他、産婦同士の交流タイムを実施。乳幼児相談と同日に実施している。</li> </ol> </li> </ol>			

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
- ◇ 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号）

制 度 の 現 況

(1) 妊婦訪問

年度	30	元	2	3	4
訪問件数（件）	40	50	61	55	57

(2) パパママ教室

① ストレッチでボディケア

年度 区分	30	元	2	3	4
開催数（回）	18	16	3	9	12
受講者数（人）	104	78	3	36	49

※ 平成 30 年度及び令和元年度は「ハッピーマタニティクラス」の実施状況。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～12 月及び令和 3 年 5 月・8 月・9 月中止。

② プレママの食事～知っておきたい栄養の話～

年度 区分	30	元	2	3	4
開催数（回）	12	10	3	6	11
受講者数（人）	118	86	0	26	57

※ 令和元年度までは「おいしい！楽しい！クッキング」の名称で実施。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～12 月及び令和 3 年 5 月・6 月 9 月中止。

※ 令和 3 年度は 7 回実施予定だったが、1 回（3 月）は予約なしのため中止。

※ 令和 3 年 7 月はうじ安心館停電のため中止。

③ これで安心♪赤ちゃんのお世話体験

年度 区分	30	元	2	3	4
開催数（回）	6	6	6	5	7
受講者数（人）	145	149	97	126	180

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～6 月及び令和 3 年 5 月・9 月中止。

④ パパ出番ですよ ～沐浴にチャレンジ～

年度 区分	30	元	2	3	4
開催数（回）	12	11	9	8	12
受講者数（人） （受講組数（組））	238 (120)	235 (114)	131 (67)	175 (90)	245

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～6 月及び令和 3 年 5 月・6 月・8 月・9 月中止。

(3) 産後のママのための育児相談会

年度 区分	30	元	2	3	4
開催数(回)	18	16	20	9	12
受講者数(人)	157	138	150	60	70

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月～6月及び令和3年5月・8月・9月中止。

※ 令和2年7月から対象を生後1歳未満の赤ちゃんとママに変更して実施。

(4) ママのためのおはなし会

年度 区分	30	元	2	3	4
開催数(回)	10	10	—	9	11
受講者数(人)	193	287	—	232	253

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、産後のママのための育児相談会へ再編。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年5月・9月は中止。

(5) 乳幼児相談

年度 区分	30	元	2	3	4
回数(回)	65	61	19	29	41
来所児数(人)	2,167	1,790	405	618	815
相談乳児数(人)	1,217	888	215	352	493
相談幼児数(人)	913	902	190	266	322
要指導児数(人)	128	93	77	98	151

※ 平成30年度より市外の来所児を含む。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、うじ安心館は令和2年5月及び令和3年6月・9月中止。地域会場は令和2年4月～12月及び令和3年5月・6月・8月・9月中止。

(6) あんしんかん DE お話タイム

年度 区分	2	3	4
開催数(回)	5	9	15
受講者数(人)	127	278	433

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月～10月及び令和3年6月・9月中止。

区 分	18 産後ケア事業	所管係	親子健康係
-----	-----------	-----	-------

制 度 の 概 要

産後において家族等の援助が受けられず支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う事業を実施することにより、母子に対する支援体制を確立し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する。（令和元年7月より順次実施）

令和2年度より母子保健法の改正に伴い、利用対象者を「出産後1年を経過しない母子」に拡充した。

事業内容

(1) 宿泊型

医療機関や助産所にて、心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行うとともに、宿泊による休養の機会を提供する。

(2) 日帰り型

市内の旅館や民宿にて、心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行うとともに、休養の機会を提供する。

(3) 訪問型

母子の居宅において、心身のケア、育児の支援、その他家事支援等の必要な支援を行う。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ◇ 母子保健医療対策総合支援事業の実施について 別記2 産後ケア事業運営要綱（平成17年8月23日雇発第0823001号）
- ◇ 子ども子育て支援交付金の交付について
- ◇ 宇治市産後ケア事業実施要項

制 度 の 現 況

産後ケア事業実施状況

区 分 \ 年 度	元	2	3	4
利用実人数（人）	29	42	86	75
宿泊型利用者数（人） （延べ日数）	11 (38日)	8 (38日)	20 (54日)	13 (42日)
訪問型（助産師）利用者数（人） （延べ日数）	13 (19日)	21 (29日)	31 (43日)	29 (43日)
訪問型（介護福祉士）利用者数（人） （延べ日数）	17 (114日)	18 (95日)	33 (125日)	24 (109日)
日帰り型利用者数（人） （延べ日数）	11 (17日)	20 (32日)	37 (53日)	43 (72日)

区 分	19 3 か月児健康診査	所管係	親子健康係
-----	--------------	-----	-------

制 度 の 概 要

3～4 か月児を対象に、乳児期初期に先天的あるいは周産期、新生児期に何らかの原因で起こった身体、精神面の疾病、異常等を早期に発見することにより、適切な指導を行い、乳児期の健全な成長発達を図るとともに生活、栄養等の相談に応じ、保護者の育児不安の軽減に努めることを目的として、月 3～4 回健やかセンターで実施している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成 10 年 4 月 8 日児発第 285 号）

制 度 の 現 況

3 か月児健診状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
対象児数（人）		1,261	1,009	1,196 (353)	1,107	1,044
受診児数（人） 率（％）		1,239	973	1,129 (303)	1,086	1,019
		98.3	96.4	94.4 (85.8)	98.1	97.6
受 診 結 果	異常なし（人） 率（％）	786	638	776 (257)	653	602
		63.4	65.6	68.7 (84.8)	60.1	59.1
	要観察（人） 率（％）	341	249	266 (40)	306	257
		27.5	25.6	23.6 (13.2)	28.2	25.2
	要医療（人） 率（％）	13	6	8 (2)	13	9
		1.0	0.6	0.7 (0.7)	1.2	0.9
	要精検（人） 率（％）	99	80	79 (4)	114	151
		8.0	8.2	7.0 (1.3)	10.5	14.8

- ※ 要観察の中に管理中を含む。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～7 月中止。
- ※ 令和元年度～令和 3 年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、年度により増減がある。中止した健診は対象児に含まず。
- ※ 令和 2 年度の（ ）内の数字は、令和 2 年 6 月 1 日～8 月 31 日の間に協力医療機関で実施した個別健診分。

区 分	20 10 か月児健康診査	所管係	親子健康係
-----	---------------	-----	-------

制 度 の 概 要

10 か月児は乳児期から幼児期への移行期にあたり、運動機能と精神機能に著しい進歩がみられる時期である。健診を実施することにより、疾病又は異常（疑いを含む）の発見、運動・精神の発達状況を把握し適切な指導を行い、もって乳児の健やかな成長を援助することを目的として、月3回健診と、月1回経過健診を平成6年度から健やかセンターで実施した。

平成9年4月から、母子保健法の改正にあわせて、10 か月児健診は宇治久世医師会・小児科医師へ委託し個別健診として実施している。また、月1回の経過健診は二次健診とし、健やかセンターにおいて小児神経専門医師及び発達相談員等の体制で実施している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）

制 度 の 現 況

(1) 10 か月児健診状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
対象児数（人）		1,260	1,238	1,087	1,141	1,106
受診児数（人）		1,211	1,160	1,025	1,095	1,036
率（％）		96.1	93.7	94.3	96.0	93.7
受 診 結 果	異常なし（人） 率（％）	881	897	780	826	784
		72.7	77.3	76.1	75.4	75.7
	要観察（人） 率（％）	314	249	228	259	234
		25.9	21.5	22.2	23.7	22.6
	要医療（人） 率（％）	5	4	2	3	8
		0.4	0.3	0.2	0.3	0.8
	要精検（人） 率（％）	11	10	15	7	10
		0.9	0.9	1.5	0.6	1.0

※ 要観察の中に管理中を含む。

(2) 10 か月児経過健診状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
予約児数 (人)		101	95	64	98	109
受診児数 (人)		93	88	62	88	102
受診結果	異常なし (人)	27	15	6	15	19
	要観察 (人)	44	51	37	51	49
	要医療 (人)	0	0	0	0	0
	要精検 (人)	22	22	19	22	34
	再経過健診(再掲)	38	38	26	32	43

※ 要観察の中に管理中を含む。

区 分	21 1歳8か月児健康診査	所管係	親子健康係
-----	---------------	-----	-------

制 度 の 概 要

幼児期早期に、運動機能、視・聴覚、精神発達等に問題を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、問題の固定化や二次的障害の発生を予防し、問題を軽減する。歯科診察・歯磨き指導等により、う歯の予防をする。また、育児に関する指導及び相談助言を行うことにより、保護者の育児不安を軽減解消することで育児を支援し、虐待を未然に防ぐなど幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、月3～4回、健やかセンターで実施している。

平成9年度より、健診時期を1歳6か月から1歳8か月に変更した。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）

制度の現況

(1) 1歳8か月児健診状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
対象児数 (人)		1,272	1,241	1,176	1,248	1,137
受診児数 (人) 率 (%)		1,251	1,184	1,119	1,217	1,110
		98.3	95.4	95.2	97.5	97.6
受 診 結 果	異常なし (人) 率 (%)	677	655	674	674	616
		54.1	55.3	60.2	55.4	55.5
	要観察 (人) 率 (%)	432	404	309	369	328
		34.5	34.1	27.6	30.3	29.5
	要医療 (人) 率 (%)	1	5	8	12	3
		0.1	0.4	0.7	1.0	0.3
	要精検 (人) 率 (%)	141	120	128	162	163
		11.3	10.1	11.4	13.3	14.7

※ 要観察の中に管理中を含む。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月～7月中止。

※ 令和元年度～令和3年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、年度により増減がある。中止した健診は対象児に含まず。

(2) 1歳8か月児歯科健診状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
対象児数 (人)		1,272	1,241	1,176	1,248	1,137
受診児数 (人) 率 (%)		1,251	1,184	1,118	1,218	1,110
		98.3	95.4	95.1	97.6	97.6
う 歯 の 状 況	う歯無 (人) 率 (%)	1,229	1,162	1,088	1,207	1,094
		98.2	98.1	97.3	99.1	98.6
	う歯有 (人) 率 (%)	22	22	30	11	16
		1.8	1.9	2.7	0.9	1.4
う歯の数 (本)		60	50	98	34	26
う歯の1人当りの数 (本)		2.7	2.3	3.3	3.1	1.6
歯の状態異常 (本)		65	56	48	94	67
軟組織異常数 (本)		39	36	41	36	38

※ 令和2年度は、健診受診児のうち歯科健診を受診しなかった児が1名いた。

※ 令和3年度は、健診受診児のうち歯科健診のみ受診した児が1名いた。



区 分	22 3 歳児健康診査	所管係	親子健康係
-----	-------------	-----	-------

### 制 度 の 概 要

幼児期後期に、小児科診察・歯科診察・身体計測・尿検査・視聴覚・発達等の検査等を実施し、総合的に発育状況を判断してその結果に基づき受診勧奨などの必要な指導を行っている。また、育児に関する指導及び相談助言を行うことによって、保護者の育児不安を軽減解消することにより育児を支援し、虐待を未然に防ぐなど幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、月 3～4 回健やかセンターで実施している。

平成 9 年度から母子保健法の改正によって府から市へ事業移管された。

令和元年 10 月よりスポットビジョンスクリーナーを導入し、精度の高い視覚検査の実施により、幼児の視覚異常の早期発見・早期治療に努めた。

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成 10 年 4 月 8 日児発第 285 号）

### 制 度 の 現 況

#### (1) 3 歳児健診状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
対象児数（人）		1,424	1,280	1,290	1,476	1,177
受診児数（人） 率（％）		1,389	1,237	1,230	1,452	1,154
		97.5	96.6	95.3	98.4	98.0
受診結果 （人）	異常なし	658	642	624	755	579
	要観察	456	357	384	405	355
	要医療	3	4	6	6	6
	要精検	272	234	216	286	214
医療機関紹介件数（件）		275	224	196	290	292

※ 要観察の中に管理中を含む。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～7 月中止。

※ 令和元年度～令和 3 年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、年度により増減がある。中止した健診は対象児に含まず。

(2) 3歳児歯科健診状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
対象児数 (人)		1,424	1,280	1,290	1,476	1,177
受診児数 (人) 率 (%)		1,386	1,237	1,230	1,451	1,153
		97.3	96.6	95.3	98.3	98.0
う 歯 の 状 況	う 歯 無 (人) 率 (%)	1,163	1,056	1,024	1,305	1,035
		83.9	85.4	83.3	89.9	89.8
	う 歯 有 (人) 率 (%)	223	181	206	146	118
		16.1	14.6	16.7	10.1	10.2
う 歯 型 別 状 況 (人)	A 型	146	123	150	114	87
	B 型	63	45	41	27	26
	C 型	14	13	15	5	5
う 歯 の 数 (本)	総 数	773	676	685	415	350
	1 人 当 た り の 数	3.5	3.7	3.3	2.8	3.0
不正咬合実人数 (人)		207	168	156	183	182

※ 令和2年度より不正咬合（実人数）に変更

区 分	23 離乳食教室	所管係	親子健康係
-----	----------	-----	-------

制 度 の 概 要

平成 20 年度まで、4～6 か月児の母親等を対象に実施していたが、平成 21 年度より対象者を 5 か月児の母親等に変更し、月齢に応じた離乳食実習の充実や育児不安の緩和を目的に、離乳食の形態、薄味調理法等について具体的に実習を行っている。毎月 1 回、健やかセンターで開催している。

根 拠 法 令 等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）

制 度 の 現 況

離乳食教室実施状況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
開催回数（回）	12	11	18	18	22
受講者数（人）	266	180	86	88	126
1 回当たり平均受講者数（人）	22	16	5	5	6

※ 受講者数は、父、祖父母を含む。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～6 月及び令和 3 年 4 月、5 月、8 月、9 月中止。

※ 令和 2 年 7 月から第一子の保護者のみ各回定員 5 名、教室内容を一部変更して月 2 回実施。

区 分	24 はじめての絵本ふれあい事業	所管係	親子健康係
-----	------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

親子が絵本を介してふれあうことにより、子育て支援の一環として、子育てが楽しくなるきっかけづくりを行う。健診会場では、中央図書館、中央図書館おはなしサークルの協力による、絵本の読み聞かせを通して、ふれあいのひとときの体験を行っている。平成 14 年 4 月から 3 か月児健診を受けたすべての赤ちゃんと保護者を対象に絵本を配付していたが、令和 4 年度から妊婦面談時に絵本と読みきかせチラシを配付している。また、3 か月児健診では中央図書館が作成したおすすめの絵本リストと文庫マップを配付、1 歳 8 か月児健診では絵本の展示、3 歳児健診ではセカンドブックリストを配付している。

制 度 の 現 況

絵本配付数 \ 年 度	30	元	2	3	4
3 か月児健診（人）	1,239	973	1,129	1,086	
妊 婦 面 談（人）					1,059

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～7 月中止。中止期間中は郵送対応。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度から読み聞かせ中止。

区 分	25 家庭訪問指導	所管係	健康企画・発達支援・ 親子健康係
-----	-----------	-----	---------------------

制 度 の 概 要

乳幼児健診・相談等で要経過観察となった子ども及び、保護者から訪問依頼のあった場合は、各家庭に保健師が訪問し、家族との人間関係を作り、地域や家庭の環境の実情を把握しながら、各家庭に応じた実際的な指導を行う。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）

制 度 の 現 況

保健師の家庭訪問によるフォロー状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
障 害 児	訪問実人員（人）	6	8	10	3	2
	延訪問回数（回）	10	14	11	5	3
乳 児	訪問実人員（人）	614	574	619	643	626
	延訪問回数（回）	685	607	676	690	664
幼 児	訪問実人員（人）	197	198	193	187	200
	延訪問回数（回）	222	236	221	217	235
計	訪問実人員（人）	817	780	822	833	828
	延訪問回数（回）	917	857	908	912	902

区分

26 出産・子育てあんしんサポート事業

所管係

健康企画係  
親子健康係

制度の概要

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう、妊娠期から出産期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産・子育てあんしんサポート給付金の支給による経済的支援を一体的に実施する。

国の令和4年度第2次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」に対応し、令和5年1月より伴走型相談支援として妊娠8か月ごろの妊婦への面談等を実施するとともに、経済的支援として令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦及び出生児の養育者へ給付金を支給している。

根拠法令等

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について（令和4年12月26日子発1226第1号）

制度の現況

令和5年1月より事業実施。令和4年度は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までに妊娠の届出をした妊婦、及び、同じ期間に出生した児童を養育する方にも遡及して支給した。

年度	4
面談件数（件）	108
給付金支給件数（件）	2,406

